

令和 8 年度
(第 4 8 期)

通 常 総 会

日 時 令和 8 年 5 月 22 日 (金) 午後 5 時

場 所 居酒屋 まるた

協同組合一関卸センター

〒029-0132 一関市滝沢字鶴ヶ沢 7 番地 1 9

TEL 0191-26-5155

FAX 0191-26-5166

次 第

- 1、開会
- 2、理事長挨拶
- 3、議長選出
- 4、議事
- 5、議長解任
- 6、その他
- 7、閉会

提 出 議 案

- 第1号議案 令和7年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分案の承認について
原案の通り承認を求む
- 第2号議案 令和8年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について
原案の通り決定を求む
- 第3号議案 令和8年度一般賦課金等の額及び賦課方法・徴収方法の決定について
原案の通り決定を求む
- 第4号議案 新規組合加入手数料額の決定について
手数料は50,000円とし新規加入組合委員から徴収する
- 第5号議案 令和8年度役員報酬の額決定について
役員報酬は、理事（理事長）に対し年間12万円以内とすることの決定を求む
監事については無報酬とする
- 第6号議案 令和8年度取引金融機関の決定について
（株）岩手銀行、（株）北日本銀行、（株）東北銀行、一関信用金庫、（株）ゆうちょ銀行
以上と取引することの決定を求む
- 第7号議案 協同組合一関卸センター 一部定款追記・変更について
原案の通り決定を求む

上記の通り提出します。

令和8年5月22日

協同組合一関卸センター

理事長 佐藤 孝一

第1号議案 令和7年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、
 剰余金処分案及の承認について

令和7年度 事業報告書

自 令和 7年 4月 1日
 至 令和 8年 3月 31日

1. 事業活動の概要に関する事項

(1) 福利厚生事業

- ・切手・印紙等の共同購入販売

真滝郵便局様より共同購入し、販売活動に努めた。

- ・クリーン作戦 4月21日(月) 春の一斉清掃 73名参加
 10月20日(月) 秋の一斉清掃 67名参加

*流通団地内及び公園等の清掃活動

- ・いもの子会 10月 4日(土) 流通団地内B公園 90名参加
- ・研修旅行 10月18日(土) 宮城・塩釜方面 22名参加
- ・慰労会(懇親会) 11月29日(金) かつぼうや 11名参加

*いもの子会スタッフと研修旅行参加者

- ・新年会 令和8年1月23日(金) 和風レストラン松竹 27名参加

(2) 環境整備事業および公園管理について

公園等の維持管理を行い、市と公園清掃管理委託契約を結び、受託事業を行い
 美化緑地につとめました。

駐車場及び団地内の土地2箇所について一関市と賃貸契約を結び、組合員へ駐車
 場として利用いただき、市より公園維持管理費用に対する補助金を頂きました。

6月26.30日	事務所敷地内草刈作業	有限会社豊隆軌道	7名
9月12.30日	A・B公園草刈作業	有限会社豊隆軌道	14名
10月28.29日	事務所内庭木伐採撤去	畠山商事	2名
5月～10月	事務所敷地内草刈作業随 時	協同組合一関卸センター 東歩道整骨院	

(3) 事務代行事業

岩手県火災共済協同組合との代理所契約により、火災共済保険の代行事務を行い
 ました。

4月1日～3月31日	火災保険事業	保有件数	27件
------------	--------	------	-----

(4) B公園管理費用について

一関市役所と一関流通団地内公園清掃管理委託契約を締結し、委託料 48,190 円を受託しました。

2. 直前3事業年度の財産及況

(単位円)

項目	前期 (R6)	前々期 (R5)	前々々期 (R4)
資産合計	35,073,008	34,849,445	335,873,819
純資産合計	34,548,002	34,614,608	34,134,746
事業収益合計	5,529,392	5,538,743	6,332,001
当期純利益金額	63,394	-78,138	220,679

3. 運営組織の状況に関する事項

(1) 総会

開催期日 令和7年5月23日(金)

開催場所 居酒屋 まるた

出席組合員数 24名(本人出席9人、委任状出席15名)

付議事項及び審議結果

○ 付議事項

- (1) 令和6年度事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び剰余金処分案の承認について
- (2) 令和7年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認について
- (3) 令和7年度一般賦課金等の額並びに賦課方法・徴収方法の決定について
- (4) 新規組合加入手数料の決定について
- (5) 令和7年度役員報酬の額決定について
- (6) 令和7年度取引金融機関の決定について
- (7) 任期満了に伴う役員改選

○ 審議結果

- (1) 賛成多数で原案承認 (2)・(3)・(4) 満場一致で原案承認。
- (5) 審議の結果、役員報酬は理事(理事長)に対して108,000円を支給した。
- (6) 満場一致で原案承認。
- (7) 2名の選考委員による、指名推薦の方法とし、理事には佐藤孝一、佐藤和人、千葉美樹、近江謙利、吉田良一、塚本圭、中村雄介の各氏、監事には浅井東、齋藤佳記の両氏が推薦され、満場で承認、当選者は全員それぞれ承諾し、就任が決定した。

(2) 理事会

令和7年4月25日

- (1) 第1号議案 令和6年度決算及び令和7年度予算(案)について
- (2) 第2号議案 剰余処分案について
- (3) 第3号議案 令和7年度 通常総会について
- (4) 第4号議案 令和7年度 役員改選について
- (5) 第5号議案 (有)雪印牛乳一関サービスセンター様の脱退に伴う出資金の返金について
- (6) 第6号議案 東歩道整骨院様よりの賃貸契約について
改造、造作(シャワー室)の設置について
- (7) 第7号議案 事務局員の継続雇用契約について

令和7年6月13日 相談 令和7年6月23日 報告
一関夏祭り「磐井川開き花火大会」協賛について

令和7年8月1日

- (1) 第1号議案 交流事業について
 - ①いもの子会開催について
 - ②研修旅行について
 - ③クリーン作戦について
- (2) 第2号議案 組合員脱退について
「有限会社岩手ひかりのくに」
脱退日 令和7年6月30日
- (3) 第3号議案 新パソコン導入について

令和7年10月21日 文書決議 令和7年10月31日 報告

- 第1号議案 組合加入について (有)いわてひかりのくに様 跡地)
加入申込者 「株式会社 T.D.C」
代表取締役 菅野 壮明 様
ダスキン鶴ヶ沢 ご担当 執行役員 高橋 英樹 様

令和7年12月1日

- (1) 第1号議案 令和8年 一関流通団地新年会について
- (2) 第2号議案 旅費規程の改正について
- (3) 第3号議案 新年広告について

令和8年2月17日

- (1) 第1号議案 東歩道整骨院の賃貸契約(賃料の改定)について

令和8年3月18日 相談 令和8年4月2日 報告

- 春の一斉清掃「クリーン作戦」開催について

(3) 監 査

開催日 令和7年4月21日(月)

開催場所 組合会館事務所

監査事項 令和6年度の会計に関する関係について

4. 組合員及び出資口数の増減

(1口 1万円)

	前年度末 現在		期 間 中 移 動						年度末現在	
			加 入		脱 退		口数変更			
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
50口以下	16	301	1	8	1	8	0	0	16	301
50口超	8	576	0	0	0	0	0	0	8	576
合計	24	877	1	8	1	8	0	0	24	877

5. 役員に関する事項

役員の名氏及び職制上の地位

代表理事	理事長	佐藤 孝一
理 事	副理事長	佐藤 和人
理 事	副理事長	千葉 美樹
理 事		近江 謙利
理 事		吉田 良一
理 事		塚本 圭
理 事		中村 雄介
監 事		浅井 東
監 事		齋藤 佳記

6. 職員の状況

職員数 1名

7. 施設の設置状況

名 称 組合会館

所在地 一関市滝沢字鶴ヶ沢7番地19

財 産 目 録

令和8年3月31日

(資 産 の 部)

I	流動資産		
	現金		38,209
	普通預金	岩手銀行 一関支店 No. 0181408	4,251,198
		北日本銀行 一関支店 No. 1273292	3,243,819
		東北銀行 一関支店 No. 0154219	3,530,869
		一関信用金庫 駅前支店 No. 0022956	869,046
		ゆうちょ銀行 No. 14378091	<u>1,376,701</u>
	定期預金		13,271,633
		岩手銀行 一関支店 No. 2078045	2,000,000
		北日本銀行 一関支店 No. 7019137	1,000,000
		東北銀行 一関支店 No. 1137787	2,000,000
		一関信用金庫 駅前支店 No. 0698616	<u>4,005,718</u>
			9,005,718
	商立替金	印紙・切手	27,000
		年末調整還付分	6,210
		流動資産 計	<u>22,348,770</u>

II	固定資産		
	有形固定資産		
	建築物	事務所	4
	構築物	舗装、案内板	2
	器具備品	除雪機ほか	258,149
	土地	組合用地 1筆 1,037.33㎡	11,569,341
	無形固定資産		
	電話加入権		227,434
	外部出資その他の資産		
	外部出資金	商工中金	500,000
		一関信用金庫	50,000
		岩手県火災共済	500
		固定資産 計	<u>12,605,430</u>

資 産 合 計 34,954,200

(負 債 の 部)

I	流動負債		
	未払金	出資金・水道光熱費など	94,857
	預り金	東歩道整骨院・所得税2名分	165,000
	未払給与	2名分	138,600
	未払法人税等	確定申告分	72,200
		流動負債 計	<u>470,657</u>

II	固定負債		
	長期借入金		0
		固定負債 計	<u>0</u>

負 債 合 計 470,657

(正 味 資 産 の 部)

I	正味資産		
			<u>34,483,543</u>

貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
< 資産の部 >		< 負債の部 >	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金	38,209	未 払 金	94,857
普 通 預 金	13,271,633	預 り 金	165,000
定 期 預 金	9,005,718	未 払 給 与	138,600
商 品	27,000	未 払 法 人 税 等	72,200
立 替 金	6,210	【流動負債計】	【 470,657 】
【流動資産計】	【 22,348,770 】	負債の部合計	470,657
固 定 資 産		< 純資産の部 >	
有 形 固 定 資 産		出 資 金	8,770,000
建 物	4	利 益 準 備 金	4,800,000
構 築 物	2	特 別 積 立 金	14,600,000
器 具 備 品	258,149	50周年記念事業積立金	600,000
土 地	11,569,341	当 期 末 処 分 剩 余 金	5,713,543
無 形 固 定 資 産		(内 当 期 純 損 失 金 額)	(△ 60,459)
電 話 加 入 権	227,434	(内 前 期 繰 越 剩 余 金)	(5,774,002)
外 部 出 資 其 他 の 資 産		純資産の部合計	34,483,543
外 部 出 資 金	550,500		
【固定資産計】	【 12,605,430 】		
合 計	34,954,200	合 計	34,954,200

損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(収益の部)

(単位：円)

科目	令和 7 年度 決算額	令和 7 年度 予算額	比較増減	備考
事業収入				
福利厚生事業収入	536,036	900,000	△ 363,964	切手・印紙等販売
郵便販売手数料収入	55,463	100,000	△ 44,537	日本郵便
環境整備事業収入	972,190	958,990	13,200	駐車料金・公園管理
事務代行事業収入	210,088	200,000	10,088	火災共済事務手数料
教育情報費用繰越金戻入	4,000		4,000	
[事業収入 計]	[1,777,777]	[2,158,990]	[△ 381,213]	
賦課金・会費等収入				
一般賦課金	2,077,341	2,095,000	△ 17,659	25社
団地協力金	270,000	270,000	0	6社
賛助会費	180,000	180,000	0	5社
[賦課金・会費等収入 計]	[2,527,341]	[2,545,000]	[△ 17,659]	
事業外収入				
受取利息	28,763	7,000	21,763	普通預金・定期預金
受取配当金	16,000	16,000	0	信金等
雑収入	173,000	100,000	73,000	
家賃収入	697,400	752,400	△ 55,000	東歩道整骨院賃貸
加入手数料	50,000	0	50,000	㈱T.D.C
[事業外収入 計]	[965,163]	[875,400]	[89,763]	
合計	5,270,281	5,579,390	△ 309,109	

損 益 計 算 書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(費用の部)

(単位：円)

科目	令和7年度 決算額	令和7年度 予算額	比較増減	備考
事業費				
福利事業費				
期首商品棚卸高	46,606	46,606	0	
切手・印紙等購入	519,535	1,000,000	△ 480,465	仕入
期末商品棚卸高	△ 27,000	△ 46,606	19,606	
交流事業	778,679	851,700	△ 73,021	
(いもの子会)	(312,694)	(300,000)	(12,694)	90名参加
(研修旅行)	(206,391)	(250,000)	(△ 43,609)	22名参加
(交流会)	(35,500)	(60,000)	(△ 24,500)	
(クリーン作戦)	(46,194)	(41,700)	(4,494)	春73名・秋67名参加
(新年会)	(177,900)	(200,000)	(△ 22,100)	
<福利事業費 計>	< 1,317,820 >	< 1,851,700 >	< △ 533,880 >	
環境整備事業費	638,803	400,000	238,803	市賃貸料・草刈作業代
[事業費 計]	[1,956,623]	[2,251,700]	[△ 295,077]	
[事業総利益]	[2,348,495]	[2,452,290]	[△ 103,795]	
一般管理費	3,301,917	3,327,690	△ 25,773	
[営業利益]	[△ 953,422]	[875,400]	[△ 78,022]	
[税引前当期純利益金]	[11,741]	[0]	[]	
法人税等	72,200	0	72,200	
当期純利益金額	△ 60,459	0	△ 60,459	
合計	5,270,281	5,579,390	△ 309,109	

一 般 管 理 費 内 訳

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科目	令和 7 年度 決算額	令和 7 年度 予算額	比較増減	備考
役員報酬	108,000	120,000	△ 12,000	理事長
給料・手当	1,607,400	1,500,000	107,400	1名
法定福利費	17,530	17,000	530	
福利厚生費	9,757	15,000	△ 5,243	
広告宣伝費	143,000	170,000	△ 27,000	
交際費	24,841	30,000	△ 5,159	
会議費	105,351	115,000	△ 9,649	
(総会費)	(57,511)	(50,000)	(7,511)	
(理事会・役員会)	(47,840)	(50,000)	(△ 2,160)	
(外部会議他)	(0)	(15,000)	(△ 15,000)	
旅費交通費	86,150	90,000	△ 3,850	
通信費	131,537	120,000	11,537	NTT・切手代
消耗品費	113,504	134,702	△ 21,198	事務用品
修繕費	126,060	100,000	26,060	
水道光熱費	160,632	220,000	△ 59,368	電気・水道・灯油
支払手数料	6,490	10,000	△ 3,510	振込手数料
租税公課	79,265	70,000	9,265	固定資産税
減価償却費	382,779	363,988	18,791	
雑費	1,339	20,000	△ 18,661	お茶代
保守管理料	35,000	35,000	0	浄化槽点検
関係団体負担金	72,000	82,000	△ 10,000	中央会・商工会議所
火災保険料	52,810	45,000	7,810	
印刷費	38,472	20,000	18,472	インクカートリッジ代
予備費	0	50,000	△ 50,000	
合計	3,301,917	3,327,690	△ 25,773	

剰 余 金 処 分 案

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

(単位：円)

I 当期末処分剰余金

当期純損失金額	△ 60,459	
前期繰越剰余金	5,774,002	<u>5,713,543</u>

II 剰余金処分量

50周年事業積立金		<u>200,000</u>
-----------	--	----------------

III 次期繰越剰余金

5,513,543

以上のとおり 提出いたします。

令和 8年 5月 22日

協同組合一関卸センター

理事長	佐藤孝一
副理事長	佐藤和人
副理事長	千葉美樹
理事	近江謙利
理事	吉田良一
理事	塚本圭
理事	中村雄介

監査報告書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第48期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案を監査した。

なお、当組合の監事は、定款31条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

1 監査方法の概要

決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案は法令及び定款に適合している。

令和8年4月21日

協同組合一関卸センター

監事 浅井 東



監事 齋藤 佳記



第2号議案 令和8年度事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認について

令和8年度 事業計画（案）

（1）福利厚生事業

- 1）真滝郵便局と業務委託契約を行い、組合員及び一般への切手・印紙等の販売を行う。
- 2）組合及び組合員並びに組合員従業員間の協調と融和を図るため次の行事を行う。
 - 1 クリーン作戦 ・ 春の一斉清掃 ・ 秋の一斉清掃
 - 2 交流事業
 - 3 新年会
 - 4 その他

（2）事務代行事業

岩手県火災共済協同組合と代理店契約を行い組合員等の建物等にかかる火災保険の業務を代行する。

（3）環境整備事業

組合員の駐車場不足を補完するため、団地内2箇所を市から借り入れし駐車場として整備し組合員への便宜を図る。なお、一関市と公園清掃管理委託契約を前年に引続き締結いたします。

令和 8 年度 収支予算(案)

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

(収益の部)

(単位：円)

科目	令和 7 年度 決算額	令和 8 年度 予算額	備考
事業収入			
福利厚生事業収入	536,036	600,000	切手・印紙等販売
郵便販売手数料収入	55,463	60,000	日本郵便
環境整備事業収入	972,190	958,990	駐車料金・公園管理
事務代行事業収入	210,088	220,000	火災共済事務手数料
[事業収入 計]	[1,773,777]	[1,838,990]	
賦課金・会費等収入			
一般賦課金	2,077,341	2,095,000	24社
団体協力金	270,000	270,000	6社
賛助会費	180,000	180,000	4社
[賦課金・会費等収入 計]	[2,527,341]	[2,545,000]	
事業外収入			
受取利息	28,763	25,000	普通預金・定期預金
受取配当金	16,000	16,000	信金等
雑収入	173,000	50,000	
貸貸収入	697,400	477,400	東歩道整骨院
加入手数料収入	50,000	0	
[事業外収入 計]	[965,163]	[568,400]	
合計	5,266,281	4,952,390	

令和 8 年度 収支予算(案)

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

(費用の部)

科目	令和 7 年度 決算額	令和 8 年度 予算額	備考
事業費			
福利事業費			
期首商品棚卸高	46,606	27,000	
切手・印紙等購入	519,535	600,000	仕入
期末商品棚卸高	△ 27,000	27,000	
交流事業	778,679	765,000	
	(312,694)		いもの子会
	(206,391)		研修旅行
	(35,500)		交流会
	(46,194)		クリーン作戦
	(177,900)		新年会
<福利事業費 計>	< 1,317,820 >	< 1,365,000 >	
環境整備事業費	638,803	450,000	市賃貸料・草刈作業代
[事業費 計]	[1,956,623]	[1,815,000]	
一般管理費	3,301,917	3,137,390	
合計	5,258,540	4,952,390	

令和 8 年度 収支予算(案) 一般管理費内訳

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

科目	令和 7 年度 決算額	令和 8 年度 予算額	備考
役員報酬	108,000	120,000	理事長
給料・手当	1,607,400	1,650,000	1 名
法定福利費	17,530	18,000	
福利厚生費	9,757	10,000	
広告宣伝費	143,000	150,000	
交際費	24,841	30,000	
会議費	105,351	115,000	
	(57,511)		総会費
	(47,840)		理事会・役員会
	(0)		外部会議他
旅費交通費	86,150	100,000	
通信費	131,537	150,000	NTT・切手代
消耗品費	113,504	100,000	事務用品
修繕費	126,060	90,000	
水道光熱費	160,632	200,000	電気・水道・灯油
支払手数料	6,490	10,000	振込手数料
租税公課	79,265	75,000	固定資産税
減価償却費	382,779	58,029	
雑費	1,339	14,361	お茶代・寄付
保守管理料	35,000	35,000	浄化槽点検
関係団体負担金	72,000	72,000	中央会・商工会議所
火災保険料	52,810	55,000	
印刷費	38,472	35,000	インクカートリッジ代
予備費	0	50,000	
合計	3,301,917	3,137,390	

第3号議案 令和8年度賦課金・団地協力会員会費並びに賛助会員会費の額及び賦課方法・徴収方法の決定について

1. 一般賦課金

平等割	組合員1名年額	金	45,000円
面積割	土地面積1㎡当り	金	20円

2. 団地運営協力会員

平等割	組合員1名年額	金	45,000円
面積割	土地面積1㎡当り	金	0円

3. 賛助会員

平等割	組合員1名年額	金	45,000円
面積割	土地面積1㎡当り	金	0円

4. 徴収方法

本賦課金・団地協力会員会費並びに賛助会員会費は年6月を第1回目として、一括または分割徴収し持参もしくは振込とする。

分割は、6回までとして、6月・7月・8月・9月・10月・11月を徴収月とする。

なお、年度途中の組合加入者に対する本賦課金・団地協力会員会費並びに賛助会員会費は、加入時（理事会が承認した日）を基準として按分徴収します。

消費税の取り扱いについて、一般賦課金(平等割/面積割)・団地運営協力会員会費並びに賛助会員会費は課税対象外として取り扱いますので、課税仕入には該当しません。

第4号議案 新規組合加入手数料額の決定について

手数料は50,000円とし新規加入組合員から徴収する。

第5号議案 令和8年度役員報酬の額決定について

役員報酬は、理事（理事長）に対し年間12万円以内を支給する。

監事については無報酬とする。

第6号議案 令和8年度取引金融機関の決定について

(株)岩手銀行、(株)北日本銀行、(株)東北銀行、一関信用金庫、(株)ゆうちょ銀行とする。

第7号議案 協同組合一関卸センター 一部定款追記・変更について

変更の理由を記載した書面

変更の理由

総会及び理事会出席に係る組合員の利便性向上を図るため、電磁的方法による招集の通知並びに、バーチャル組合総会及びバーチャル理事会を開催可能とする所要の改正並びに、全国中小企業団体中央会の「事業協同組法定款参考例」に倣い、字句・標記の訂正を行うもの。

以下、条文ごとの変更理由

第6条第3項

字句の修正のため。
バーチャル組合総会に対応した規定を行うため。

第39条第1項、第4項、第5項、第6項、第7項

バーチャル組合総会に対応した規定を行うため。

第40条第2項

定款参考例に準拠し、規定するもの。

第41条第3項、第4項

バーチャル組合総会に対応した規定を行うため。

第44条

バーチャル組合総会に対応した規定を行うため。

第46条第1項、第2項

字句の修正のため。
バーチャル組合総会に対応した規定を行うため。

第48条第3項

定款参考例に準拠し、規定するもの。

第 49 条第 3 項、第 4 項

バーチャル組合理事会に対応した規定を行うため。

第 51 条第 2 項、第 3 項、第 4 項

定款参考例に準拠し、規定するもの。

バーチャル組合理事会に対応した規定を行うため。

変更しようとする箇所を記載した書面

変更後の新条文	変更前の旧条文
<p>(規約)</p> <p>第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。</p> <p>2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、<u>書面又は電磁式方法により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。</u></p>	<p>(規約)</p> <p>第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。</p> <p>2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、<u>書面により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。</u></p>
<p>(総会招集の手続)</p> <p>第 39 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(<u>当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。</u>)を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常</p>	<p>(総会招集の手続)</p> <p>第 39 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。</p>

総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 (略)

3 (略)

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第40条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第41条 組合員は、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって

2 (略)

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第40条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第41条 組合員は、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって

議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 (略)

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(緊急議案)

第44条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第7項の規定により招集の手続を経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第46条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとし、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所（総会の場所を定めた場合に限る。）又は開催

議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 (略)

3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(緊急議案)

第44条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第46条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとし、議長及び出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 開催日時及び場所

の方法（総会の場所を定めなかった場合に限る。）

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) (略)

(理事会の招集手続)

第 48 条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 (略)
- 3 本組合は、希望する理事に対しては、第 1 項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第 49 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 (略)
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) (略)

(理事会の招集手続)

第 48 条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 (略)

(理事会の決議)

第 49 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 (略)
- 3 理事は、書面により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、

示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 (略)

(理事会の議長及び議事録)

第 51 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わ

当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 (略)

(理事会の議長及び議事録)

第 51 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 開催日時及び場所

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わ

ることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- (2) (略)
- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)

ることができる者に限る。)の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- (2) (略)
- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)